

永明小学校永明中学校太陽光発電設備等導入業務（PPA）プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、令和6年度に供用を開始する永明小学校及び永明中学校に太陽光発電設備等を導入するにあたり、最も適したPPA（Power Purchase Agreement）方式による電力供給を行う事業者を特定するため、プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 永明小学校永明中学校太陽光発電設備等導入業務（PPA）
- (2) 業務場所 茅野市塚原一丁目9番1号
- (3) 業務期間 契約又は協定締結日から太陽光発電設備撤去完了又は譲渡までの期間
- (4) 業務内容 別紙「永明小学校永明中学校太陽光発電設備導入業務（PPA）仕様書」による。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は長野県財務規則（昭和42年規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 茅野市の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) 長野県内に本社又は支店を登記している法人であること。
- (6) 過去5年以内（2019年2月以降に契約）に類似の業務、又は公共施設への太陽光発電設備設置業務等を受託（下請けを含む）した実績を有する者。

※類似の業務とは、PPA方式による太陽光発電設備導入等業務をいう。

- (7) 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
 - ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。
 - イ 共同企業体の代表構成員が申込者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
 - エ 共同企業体の構成員については、上記（1）から（5）の要件を満たし、その他構成員については、上記（1）から（4）の要件を満たしていること。また、（6）については、代表構成員を含む全ての構成員のうち少なくとも1者以上が満たしていること。

- (8) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、本業務を実施する体制に含まれる協力業者の社員でも構わない。
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種、又は第三種電気主任技術者

4 審査及び評価の基準

別に定める「永明小学校永明中学校太陽光発電設備等導入業務（PPA）プロポーザル審査要領」によるものとする。

5 担当課

茅野市教育委員会事務局 こども部 学校教育課 学校建築係 立石、畠山
〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目 6 番 1 号
TEL 0266-72-2101（内線 607）
Eメール gakkokyoiku@city.chino.lg.jp

6 関係書類の提出等について

(1) プロポーザル参加申請に関する事項

- ア 提出書類 プロポーザル参加申請書（様式第 1 号）
過去の類似業務等実績（任意様式）
会社概要書（任意様式）
- イ 交付場所 茅野市公式ホームページ上で、データをダウンロードし、使用して
及び方法 ください。
- ウ 提出期限 令和 6 年 2 月 15 日（木）午後 5 時まで（必着）
- エ 提出場所 5 の担当課
- オ 提出方法 郵送又は持参
※持参による場合の提出時間は、平日午前 9 時から午後 5 時までとします。
- カ 参加資格結果通知 2 月 16 日（金）に、電子メールで通知します。

(2) 質問に関する事項

- ア 提出書類 質問書（任意様式）
- イ 提出期限 令和 6 年 2 月 8 日（木）午後 3 時まで（必着）
- ウ 提出場所 5 の担当課
- エ 提出方法 電子メールにより送付すること。なお、電子メール送信後、担当課に電話で質問書の到達を確認してください。
- オ 回答方法 茅野市ホームページで令和 6 年 2 月 13 日（火）午後 5 時までに公表
します。

(3) 企画提案書について

- ア 提案書類 業務の実施内容、業務実施体制

- イ 提出期限 令和6年3月21日(木)午後5時まで(必着)
- ウ 提出場所 5の担当課
- エ 提出方法 郵送又は持参
※持参による場合の提出時間は、平日午前9時から午後5時までとします。
- オ 提出部数 8部

7 企画提案書の内容

別に定める「永明小学校永明中学校太陽光発電設備等導入業務(PPA)仕様書」を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 業務の実施内容(任意様式)

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))

ウ 蓄電池を設置する場合は、蓄電池設備容量、使用目的、設置場所

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、自家消費電力量(kWh)が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、環境省、経済産業省公表の0.433kg-CO₂/kWhを使用すること。

オ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に耐えうる構造であること。

カ 非常時・停電時に利用可能なシステム(蓄電池や自立運転機能付きパワーコンディショナを導入する場合に記載してください。)

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力(kW)

キ 自家消費料金単価及び年間電気料金(参考見積)

- ・単価は業務期間中一定とし、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における茅野市の負担(太陽光発電以外の電気料金を含む。)として算出すること

ク その他独自提案

(2) 業務実施体制（任意様式）

- ア 業務実施体制図（協力業者を含む実施体制を示すものとし、「3参加資格（8）」の資格者を記載すること。）
- イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、業務フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
- ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制
- エ 代表事業者の経営状況（5年間）
賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等
- オ 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた業務資金計画
- カ 故障、緊急時の対応体制図
- キ 業務実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
- ク 業務実施に関する保証
設備の導入、運転期間中設定するすべての保証内容

8 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- (2) A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (3) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- (4) A4版、片面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- (5) 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- (6) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- (7) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (9) ワードプロソフト等を使用して記載することとし、文字サイズ10pt以上に設定すること。
- (10) 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- (11) 表紙をつけ、表題を記載すること。
- (12) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。
また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

9 提供資料及び配布方法

(1) 提供資料

提案資格があると認めた者に対し、2月16日以降、各施設の図面（屋根伏図、・矩計

図、平面図、立面図、校内配電線図)、キュービクル仕様書(単路結線図含む)、構造計算書、旧永明小学校及び永明中学校の1年間の電力使用量の30分値の情報を提供します。

(3) 配布方法

電子メールで送信します。ただし、構造計算書については原本を貸し出ししますので、別途担当課へ電話連絡をお願いします。(原本が1部のため、プロポーザル参加者に順番に貸し出しを行います。)

10 契約又は協定の締結について

特定した業務予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細な仕様について協議が整った後、随意契約を予定している。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、「永明小学校永明中学校太陽光設備等導入業務(PPA)プロポーザル審査会」において次点とされた者と交渉する場合があります。

11 企画提案の審査

(1) 実施日時 令和6年3月27日(水)(時間は、参加者へ別途通知します。)

(2) 実施開場 参加者へ別途通知します。

(3) 発表方法 企画提案書を用いた説明とします。

(4) 発表時間について

1参加者あたりプレゼンテーション20分、質疑15分(予定)

なお、参加者数に応じて変更する場合があります。

(5) 審査方法

審査会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、各委員の評価項目ごとの平均点を「審査会評価点」とし、「審査会評価点」の合計が最も高い提案者を本件業務の最適提案者として特定します。

提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、「審査会評価点」の合計が60点以上の場合には最適提案者として特定します。

(6) 審査結果の通知

選定結果は、審査後1週間程度を目安に、参加者全員に速やかに文書により通知します。

12 現場説明

現場説明を希望する場合は、参加資格結果受領後、令和6年2月20日までに5の担当課へ電話または電子メールで申し込むものとします。

現場説明の実施は、令和6年2月26日以降とし申し込みがあった事業者ごとに日程調整します。

13 募集から契約または協定までの日程

内 容	日 程
プロポーザル実施要領の公表	令和6年2月1日(木)
質問書の受付期限	令和6年2月8日(木)
質問書に対する回答	令和6年2月13日(火)
プロポーザル参加申請書提出期限	令和6年2月15日(木)
プロポーザル参加資格通知	令和6年2月16日(金)
現場説明	令和6年2月26日(月)以降
企画提案書の提出期限	令和6年3月21日(木)
審査会	令和6年3月27日(水)
審査結果の通知・公表	審査会后1週間程度後
業務仕様の決定	令和6年4月上旬
契約又は協定締結	令和6年4月上旬

14 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は茅野市に帰属する。

イ 提案者は、茅野市に対し、提案者が企画提案書を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ茅野市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案書その他本件プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、茅野市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は、本業務の実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案書については、企画内容の一層の充実を図るため茅野市と業務予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

(6) プロポーザル参加申請書提出以降、辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出するものとする。

(7) プロポーザル審査結果については、最適提案者のみホームページ上で公表する。

15 失格要件

プロポーザル参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は業務予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 企画提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で審査会委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (5) その他、審査会が不適切と判断したとき。